むかわ町戸建て住宅取得奨励金交付要綱の全部を改正する告示を次のように定める。 令和5年3月14日

むかわ町 竹中 喜之

むかわ町戸建て住宅取得奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、移住・定住促進及び地域活性化を図ることを目的として、本町において一戸建て住宅を新築し移住・定住する者に対して奨励金を交付することについて、むかわ町補助金等交付規則(平成18年むかわ町規則第60号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 対象住宅 令和5年4月1日以降に、むかわ町内において、自己の居住の用に供するために 新築又は売買購入した家屋で、次に掲げる要件を備えるものをいう。
    - ア 一つの世帯が独立して生活を営むための玄関、台所、居間、浴室、便所等の設備がある こと。
    - イ 家屋の床面積が50平方メートル以上であること。
    - ウ 店舗等の併用部分が家屋の床面積の2分の1未満であること。
    - エ 当該住宅の建築工事費(消費税及び地方消費税を除く。)が1,500万円以上又は売買による購入価格(消費税及び地方消費税を除く。)が200万円以上であること。
    - オ 建築基準法 (昭和25年法律第201号) の基準に適合するものであること、その他建築物 に関連する法令等を遵守するものであること。
  - (2) むかわ町金券 むかわ町地域経済循環の促進に関する条例(平成19年むかわ町条例第17号)第5条に規定する金券をいう。
  - (3) 子育て世帯 18歳未満の子供が1人以上同居している世帯または、50歳未満の夫婦世帯をいう。
  - (4) 新規就農者 平成22年4月1日以降に、むかわ町内で一定期間の農業体験をし、新たに独立就農又は雇用就農した者をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、次条第1項に規定する申請をするときは、第3号及び第5号に規定する要件は満たさなくてもよいものとする。

- (1) 子育て世帯で町内に住所を有する者又は町外に住所を有する者のうち、対象住宅に転居する者
- (2) 申請者及び同居世帯人員が対象住宅に入居後5年以上継続して、対象住宅所在地を住所と して住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定による本町の住民基本台帳に記載さ れ、かつ、居住することを町に誓約する者
- (3) 対象住宅の所有権保存登記上において申請者が所有権の全部又は一部を有している者
- (4) 申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していない者
- (5) 対象住宅の取得について、公共事業等により補償を受けていない者、他の制度による補助金又は補償金等を受けていない者。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。
- (6) 過去にこの告示による奨励金の交付を受けていない者
- (7) 申請者及び同居世帯人員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者
- (8) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体 等に所属していない者

(交付申請及び決定)

- 第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、令和5年4月1日以降に新築工事に係る契約締結前に、 戸建て住宅取得奨励金交付申請書(別記様式第1号の1)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提 出しなければならない。
  - (1) 見積書等の写し
  - (2) 住宅配置図、住宅平面図、住宅立面図
  - (3) 納税証明書又は町税等納入状況調査承諾書(別記様式第2号)
  - (4) 定住誓約書(別記様式第3号)
  - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 令和5年4月1日以降に売買により対象住宅を取得したことによる奨励金の交付を受けようと する者は、所有権移転後、6月以内に、戸建て住宅取得奨励金交付申請書(別記様式第1号の2) に、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。
  - (1) 領収書の写し
  - (2) むかわ町の住民票謄本
  - (3) 登記簿謄本又はこれに準じるもの
- 3 町長が定める期間内に奨励金の交付に関し、事前協議を行い承認を得たもの又は特別な事情等があると町長が認める場合は、所有権保存登記完了日の2月以内に戸建て住宅取得奨励金交付申請書(別記様式第1号の3)に、第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 契約書及び領収書等の写し
- (2) むかわ町の住民票謄本
- (3) 検査済証(建築確認が必要な場合)
- (4) 登記簿謄本又はこれに準じるもの
- 4 町長は、第1項の申請書を受理したときはその内容を審査し、奨励金を交付することが適当と 認めたときは、戸建て住宅取得奨励金交付決定通知書(別記様式第4号)により申請者に通知す るものとする。

(奨励金の額及び交付方法等)

- 第5条 奨励金の額及び交付方法等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 2 奨励金は予算の範囲内において交付する。

(交付の申請内容の変更)

- 第6条 申請者は奨励金の交付決定後、申請内容を変更しようとするときは、戸建て住宅取得奨 励金変更承認申請書(別記様式第5号)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請書を受理したときはその内容を審査し、承認すべきと認めたときは、戸 建て住宅取得奨励金変更承認通知書(別記様式第6号)により申請者に通知するものとする。 (実績報告)
- 第7条 第4条第1項の規定による申請者は、対象住宅に転居し、かつ、所有権保存登記完了日の2 月以内に、戸建て住宅取得奨励金実績報告書(別記様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて、 町長に提出しなければならない。
  - (1) むかわ町の住民票謄本
  - (2) 住宅配置図、住宅平面図、住宅立面図(申請から変更があった場合)
  - (3) 検査済証(建築確認が必要な場合)
  - (4) 登記簿謄本又はこれに準じるもの
  - (5) 契約書及び領収書等の写し
  - (6) その他町長が必要と認める書類

(奨励金額の確定通知等)

- 第8条 町長は、前条の実績報告書又は第4条第2項及び第3項に規定する申請書を受理したときは その内容を審査し、適正と認めたときは奨励金の額を確定し、戸建て住宅取得奨励金交付額確 定通知書(別記様式第8号の1)又は戸建て住宅取得奨励金交付決定及び額の確定通知書(別記様 式第8号の2)により申請者に通知するものとする。
- 2 前項の規定による戸建て住宅取得奨励金交付決定及び額の確定通知書交付額確定通知を受けた者は、速やかに戸建て住宅取得奨励金交付請求書(別記様式第9号)を町長に提出しなければならない。

## (調査)

第9条 町長は、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとし、申請者は、この現地調査等に協力しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第10条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金交付決定の全部若しくは一部を取り消しし、又は既に交付した奨励金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
  - (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付決定又は奨励金の交付を受けたとき。
  - (2) 定住誓約書の内容に違反したとき。
  - (3) この告示に違反したとき。

(定住誓約の変更協議)

第11条 第8条第1項の規定により額の確定通知を受けた後、定住誓約書の内容について、やむを 得ない事由等により変更が生じる場合は、定住誓約変更協議書(別記様式第10号)により、町長 に協議しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月22日告示第79号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表第1(第5条関係)

対象住宅の区分	対象世帯	奨励金額	摘要
新築住宅	子育て世帯	150万円	3分の1をむかわ町金券で交付
売買取得住宅	子育て世帯	40万円(むかわ町戸建て住宅	2分の1をむかわ町金券で交付
		リフォーム奨励金交付要綱	
		(令和5年むかわ町告示第96	
		合)による奨励金を受けよう	
		とする場合は、20万円)	

#### 別表第2(第5条関係)

その他加算経費	加算対象	奨励金額
土地購入費	町外者で、対象住宅に係る土地を購入し、当	20万円
	該購入費用が200万円以上の場合(むかわ町分	
	譲宅地販売事業要綱(平成21年むかわ町告示	

	 第28号)に規定される分譲宅地はこの限りで			
	はない)。ただし、新築の場合は、新築工事契			
	約日の1年前までに購入したものとする。			
子育て世帯支援費	同居世帯人員に、未就労の満18歳以下の者が	1人につき10万円		
	いる場合			
移住世帯費	5年以上むかわ町に住民登録がなく移住する	10万円		
	予定の世帯			
	5年以上むかわ町に住民登録がなく移住し、転			
	入後3年以内の世帯			
	ただし、新規就農者の場合は、この限りでな			
	<i>ا</i> ر ۲ <sub>0</sub>			
	むかわ町子育て支援住宅より移転した者	入居月数×1万円		
		上限60万円		
脱炭素促進設備設置費		10万円		
太陽光発電システム	対象となる設備は次の要件を満たすこと			
	①太陽電池を利用することにより太陽光を受	けて発電するシステムであ		
	って,発電した電力が,当該システムが設置	される住宅において消費さ		
	れるよう配線されていること			
	②太陽電池モジュール、架台、パワーコンデ	イショナ、付属品(接続箱		
	等)、工事費が対象			
	③太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナの出力のいずれの小			
	さい方の値が10kW未満であること。			
	※全量が売電でないこと(売電電力は総発電電	電力の50%以下とする)		
	※未使用品であること(当該補助事業年度及び	<b>が前年度に製作されたもの、</b>		
	中古品は対象外とする)			
	※太陽光モジュールの増設でないこと(新設し	こ限る)		
定置用リチウムイオン	対象となる設備は次の要件を満たすこと			
蓄電池システム	①停電時に太陽光発電システムから直接充電で	ごき,分電盤を介して住宅に		
	電気を供給できるものであること。			
	②補助対象機器(付帯設備を含む。) の購入費	用及び設置に係る工事費用		
	(機器工事と一体不可分の工事に限る。定置型	蓄電池本体、設置工事費用		
	(配線や電気工事を含む)			
	③補助の要件を満たす太陽光発電システムを認	设置していること。又は同時		

	に設置すること。
	④定置用のリチウムイオン蓄電池であって、容量が1kWh以上のもの
	※補助対象機器に対して発行されている保証書開始の日付が当該補助事
	業年度内であること。
	※未使用品であること(当該補助事業年度及び前年度に製作されたもの、
	中古品は対象外とする)
V2H(ビークルトゥホ	対象となる設備は次の要件を満たすこと
ーム)充放電設備	電気自動車と住宅の間で相互に電気を供給できる設備
家庭用燃料電池システ	対象となる設備は次の要件を満たすこと
ム (エネファーム)	①燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、L P ガスから燃
	料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排
	熱を給湯等に利用できるもの
木質系燃料ストーブ	対象となる工事は次の要件を満たすこと
	①木質系燃料ストーブの購入・設置費用が 20 万円以上であること。
	②設置しようとする木質系燃料ストーブ等の主たる材質が、鋳鉄、鋼板又
	はこれらに類する耐久性を有するものであること。
	③木質系燃料を使用する設計及び仕様の暖房機であること。
	④未使用品であること(中古品は対象外とする)

## 別記様式第1号の1 (第4条関係)

(表)

## 戸建て住宅取得奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) むかわ町長

申請者	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	

戸建て住宅取得奨励金の交付を受けたいので、むかわ町戸建て住宅取得奨励金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請いたします。

	新築住	宅分	9			1	, 50	0,	000円
交付申請額	加算組	<b>E費分</b>							円
	合計								円
入居後同居世帯人員の予定数	世帯	人員		人	(内、	18歳以7	<del>-</del>	J	()
建築住宅の所在地									
建築住宅の予定名義人									
住宅建築業者	住会社代表	名							
住宅の見込み建築工事費								円円	(税込)
建築工事完了予定日			年	月	日				
De to a file the	□専	用住	宅			併用住宅			
住宅の種類等	床面	積		m²	(うち	5居住部分の	)面積		m²)
建築地の購入先									
建築地の購入日・購入費	[	年	月	E	] •				円
加算経費対象の有無 (該当する場合□に <b>√</b> してください)	□有□無		□土□			□子育で □脱炭素			
建築に係るその他収入が無い ことの申告		並び	にその		成金	償及び火災 等を受けて 名			

むか	申請	※助成要件チェックリスト(要綱第2条第1項・第3条第1項関係)
わ町	者	提出前に確認して☑してください。
		玄関、台所、居間、浴室、便所等の設備がある
		家屋の床面積が 50 平方メートル以上で、当該住宅の建築工事費(消費税
		及び地方消費税を除く。)が1,500万円以上である
		店舗等の併用部分が家屋の床面積の2分の1未満である
		建築基準法等に適合している
		「子育て世帯」で対象住宅に転居する者である
		申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していない者である
		過去にこの告示による奨励金の交付を受けていない者である
		公共事業等により補償を受けていない者、他の制度による補助金又は補
		償金等を受けていない者である
		令和5年4月1日以降に新築する対象住宅である

# 【添付書類】 次の書類を添えて提出すること

むか わ町	申請者	※(要綱第4条第1項関係)提出前に確認して☑してください。		
		1	見積書等の写し	
		2	住宅配置図、住宅平面図、住宅立面図	
		3	納税証明書又は町税等納入状況調査承諾書(別記様式第2号)	
		4	定住誓約書(別記様式第 3 号)	
		5	その他町長が必要と認める書類	

### 別記様式第1号の2(第4条関係)(中古物件取得に係る申請の場合) (表) 戸建て住宅取得奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) むかわ町長

申請者	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	

住宅取得が完了したことから、戸建て住宅取得奨励金の交付を受けたいので、むかわ町 戸建て住宅取得奨励金交付要綱第4条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて申請いた します。

	住宅分 □400,000円 □200,000円
交付申請額	加算経費分
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	合計 円
入居世帯人員数	世帯人員 人(内、18歳以下 人)
取得住宅の所在地	
取得住宅名義人	
	Н
確定した購入費	円(税込)
	T (197.12)
売買契約日	年 月 日
所有権保存登記完了日	年 月 日
住宅の種類等	□専用住宅   □併用住宅
比七の種類寺	床面積 m²(うち居住部分の面積 m²)
物件所在地の購入先	
物件所在地の購入日	
確定した土地購入費	
加算経費対象の有無 (該当する場合□に <b>ノ</b> してください)	□有 □土地購入費 □子育て世帯支援費 □無 □移住世帯費 □脱炭素促進設備設置費
購入に係るその他収入が無	その他助成金等を受けての取得ではないことを申告し
いことの申告	ます。   氏名 印

むか	申請	※助成要件チェックリスト(要綱第2条第1項・第3条第1項関係)
わ町	者	提出前に確認して☑してください。
		玄関、台所、居間、浴室、便所等の設備がある
		家屋の床面積が 50 平方メートル以上で、当該住宅の売買による購入
		価格(消費税及び地方消費税を除く。)が 200 万円以上である
		店舗等の併用部分が家屋の床面積の2分の1未満である
		建築基準法等に適合している
		申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していない者である
		対象住宅の所有権保存登記上において申請者が所有権の全部又は一
	部を有している者である	
		申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していない者である
		過去にこの告示による奨励金の交付を受けていない者である
		公共事業等により補償を受けていない者、他の制度による補助金又は
		補償金等を受けていない者である
		令和5年4月1日以降に新たに売買購入した家屋である

# 【添付書類】 次の書類を添えて提出すること

むか	申請	<b>※</b> (更	※(要綱第4条第1項関係)提出前に確認して☑してください。		
わ町	者				
		1	見積書等の写し		
		2	住宅配置図、住宅平面図、住宅立面図		
		3	納税証明書又は町税等納入状況調査承諾書(別記様式第2号)		
		4	定住誓約書(別記様式第3号)		
		5	領収書の写し		
		6	むかわ町の住民票謄本		
		7	登記簿謄本又はこれに準じるもの		

### 別記様式第1号の3 (第4条関係) (事業完了後申請の場合)

(表) 戸建て住宅取得奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) むかわ町長

申請者	住 所	
	氏 名	印
	連絡先	

住宅取得が完了したことから、戸建て住宅取得奨励金の交付を受けたいので、むかわ町 戸建て住宅取得奨励金交付要綱第4条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて申請いた します。

	新築住宅				1	, 500,	0 (	0 0	円
交付申請額	加算経費								円
	合計								円
入居世帯人員数	世帯人員		人	(内	、18歳	以下		人)	
建築住宅の所在地									
建築住宅名義人									
住宅建築業者	住 所 会社名 代表者								
確定した建築工事費							円円	(税)	<u> </u>
建築工事完了日		年	月	F	1				
所有権保存登記完了日		年	月	Ē	1				
住宅の種類等	□専用信	主宅			]併用住	包			
工七07種類寺	床面積		m²	(う	ち居住部	分の面積		m²	)
建築地の購入先									
建築地の購入日・購入費	【 年	月	F	] .					円
加算経費対象の有無 (該当する場合口に <b>ノ</b> してください)	□有□無	□土均□移位				育て世帯5 炭素促進記			費
建築に係るその他収入が無い ことの申告	公共工芸 の適用、立 ことを申告	をびにる	その他			火災等によ 受けての耶		ではた	

むか	申請	※助成要件チェックリスト(要綱第2条第1項・第3条第1項関係)				
わ町	者	提出前に確認して☑してください。				
		事前協議を行い承認を得たものである				
		玄関、台所、居間、浴室、便所等の設備がある				
		家屋の床面積が50平方メートル以上で、当該住宅の建築工事費(消費				
		税及び地方消費税を除く。)が 1,500 万円以上である				
		店舗等の併用部分が家屋の床面積の2分の1未満である				
		建築基準法等に適合している				
		「子育て世代」で対象住宅に転居する者である				
		申請者及び同居世帯人員が町税等を滞納していない者である				
	П	対象住宅の所有権保存登記上において申請者が所有権の全部又は一				
		部を有している者である				
		過去にこの告示による奨励金の交付を受けていない者である				
		公共事業等により補償を受けていない者、他の制度による補助金又は				
	Ш	補償金等を受けていない者である				

## 【添付書類】 次の書類を添えて提出すること

むか わ町	申請者	※(要綱第4条第3項関係)提出前に確認して☑してください。				
		1	① 契約書及び領収書の写し			
		2	住宅配置図、住宅平面図、住宅立面図			
		3	③ 納税証明書又は町税等納入状況調査承諾書(別記様式第2号)			
		4	定住誓約書(別記様式第 3 号)			
		5	むかわ町の住民票謄本			
		6	⑥ 検査済証 (建築確認が必要な場合)			
		7	⑦ 登記簿謄本又はこれに準じるもの			
		8	⑧ その他町長が必要と認める書類			

別記様式第2号(第4条関係)

# 町税等納入状況調査承諾書

戸建て住宅取得奨励金の交付申請にあたり、私及び同居予定の世帯人員の町税等の納入 状況について調査することを承諾いたします。

年 月 日

(宛先) むかわ町長

承諾者 住 所 氏 名

囙

### 別記様式第3号(第4条関係)

# 定住誓約書

戸建て住宅取得奨励金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、戸建て住宅取得奨励金の交付申請に当たり、下記の奨励金交付対象住宅の入居時世帯人員について、対象住宅に5年以上継続して居住し、かつ、対象住宅所在地を住所として5年以上継続して住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定による本町の住民基本台帳に記録することを誓約します。

年 月 日

(宛先) むかわ町長

誓約者 住 所 氏 名

印

記

## 1 定住誓約者氏名

氏 名	続 柄	生年月日	年齢

#### 別記様式第4号(第4条関係)

むかわ町指令第 号

## 戸建て住宅取得奨励金交付決定通知書

年 月 日

様

むかわ町長 印

年 月 日付けで申請のあった戸建て住宅取得奨励金の交付について、下 記のとおり決定しましたので通知します。

- 1 奨励金交付決定額 金 円 (うち、むかわ町金券交付分: 円)
- 2 奨励金対象住宅の所在地
- 3 奨励金交付の条件 むかわ町戸建て住宅取得奨励金交付要綱の規定を遵守すること。

### 別記様式第5号(第6条関係)

### 戸建て住宅取得奨励金変更承認申請書

年 月 日

(宛先) むかわ町長

 申請者 住 所

 氏 名

 印

交付決定を受けた内容について、その内容を変更したいので、むかわ町戸建て住宅取得 奨励金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月	目		
交付番号	むかわ町指令第	号		
変更の理由				
変更の概要				

※変更内容に関する書類を添付。

## 別記様式第6号(第6条関係)

### 戸建て住宅取得奨励金変更承認通知書

年 月 日

様

むかわ町長 印

年 月 日に申請のあった、戸建て住宅取得奨励金変更承認申請については、むかわ町戸建て住宅取得奨励金交付要綱第6条第2項の規定により、内容の変更を承認しましたので通知します。

#### 別記様式第7号(第7条関係)

## 戸建て住宅取得奨励金実績報告書

年 月 日

(宛先) むかわ町長

申請者 住 所 氏 名

印

年 月 日付け、むかわ町指令第 号で交付決定を受けた対象建築 工事及び所有権保存登記が完了しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

- 1 建築工事完了日
- 2 所有権保存登記完了日
- 3 確定した建築工事費(町外者で土地購入したものは、土地購入費も記載)
- 4 入居世帯人員数

### 【添付書類】 次の書類を添えて提出すること

むか	申請	× (	※(要綱第7条第1項関係)提出前に□してください。				
わ町	者	※(女棡分 / 木分 1 久因 / 「					
		1	① むかわ町の住民票謄本				
		2	住宅配置図、住宅平面図、住宅立面図(申請から変更があった場合)				
		3	検査済証の写し (建築確認が必要な場合に限る)				
		4	登記簿謄本又はこれに準じるもの				
		5	契約書及び領収書等の写し				
		6	その他町長が指定する書類				

### 別記様式第8号の1 (第8条関係)

### 戸建て住宅取得奨励金交付額確定通知書

年 月 日

様

むかわ町長

年 月 日付けで提出のあった、戸建て住宅取得奨励金実績報告書について、審査の結果、適正であると確認し、下記の金額を助成することに確定しましたので通知します。

記

1 奨励金確定額 金 円(うち、むかわ町金券交付分: 円)

別記様式第8号の2 (第8条関係) (事業完了後決定の場合)

むかわ町指令第 号

戸建て住宅取得奨励金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日

様

むかわ町長

年 月 日付けで申請のあった、むかわ町戸建て住宅取得奨励金の交付について、審査の結果、適正であると確認し、下記のとおり決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 奨励金の決定及び確定額 金 円 (うち、むかわ町金券交付分: 円)

## 別記様式第9号(第8条関係)

### 戸建て住宅取得奨励金交付請求書

年 月 日

印

(宛先) むかわ町長

交付請求者 住 所 氏 名

年 月 日付け、むかわ町指令第 号をもって交付決定を受けた むかわ町戸建て住宅取得奨励金について、次のとおり請求いたします。

奨励金交付決定額			円
奨励金確定額			円
奨励金請求額			円
	振込先銀行等の 名称		
奨励金の 振込口座	口座名義	(ふりがな)	
	口座番号	普通 当座	

別記様式第10号(第11条関係)

# 定住誓約変更協議書

戸建て住宅取得奨励金の交付申請時に提出した定住誓約内容に変更が生じることとなりましたので、むかわ町戸建て住宅取得奨励金交付要綱第11条の規定に基づき、協議いたします。

年 月 日

(宛先) むかわ町長

協議者 住 所 氏 名

印

記

1 変更理由

2 転居予定者

氏名	続柄	生年月日	年齢	転居先住所

別記様式第1号の1(第4条関係)

別記様式第1号の2(第4条関係)

別記様式第1号の3(第4条関係)

別記様式第2号(第4条関係)

別記様式第3号(第4条関係)

別記様式第4号(第4条関係)

別記様式第5号(第6条関係)

別記様式第6号(第6条関係)

別記様式第7号(第7条関係)

別記様式第8号の1(第8条関係)

別記様式第8号の2(第8条関係)

別記様式第9号(第8条関係)

別記様式第10号(第11条関係)